

令和7年7月21日

報道関係者各位

生駒市選挙管理委員会

第27回参議院議員通常選挙における投票用紙の交付誤りについて

第27回参議院議員通常選挙におきまして、選挙区の投票用紙の交付誤りが発生しました。状況について、下記のとおりお知らせします。

1 事案の概要

令和7年7月20日午前11時00分頃、参議院議員通常選挙の第41投票区投票所において、投票事務従事者が投票用紙の残り枚数を確認していたところ、選挙区の投票用紙が1枚足りないことが判明しました。

投票所では10票を1枚ずつ机に並べて、1枚であることを確認してから選挙人に交付するよう指示し実行していました。しかし、定期的な確認の中で、選挙区の投票用紙の残りが1枚不足していることがわかりました。

その後、用紙を誤って落とした可能性を疑い、撤収の際も含めて投票所内をくまなく搜索するも発見に至りませんでした。

また、比例代表の投票用紙の交付枚数と受付済みの入場整理券の数、選挙人名簿の受付印の押印数が一致していたことから、選挙区の投票用紙の二重交付をした可能性が高いと考えられます。

2 原因

投票所の混雑を避けるため用紙交付事務をスムーズに行おうとして、交付前に1枚ずつ準備する際、2枚重なった状態に気付かず交付を行ったためと想定されます。

3 今後の対応

これまで指導を徹底していたにもかかわらず、このような事態を招いたことを皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、投票事務従事者に用紙交付の取り扱いに関する重要性を改めて認識させるとともに、業務体制と事務手順を見直し、交付誤りのないよう徹底いたします。

4 票の取り扱いについて

二重に投票された票はすでに投票箱に投函され特定できないため、正しく記載されていれば有効票として取り扱います。

【問合せ】生駒市選挙管理委員会事務局 局長 殿水

(電話 0743-74-1111 内線 3650)